

## 茅野市大学等教育資金利子補給金について

茅野市では、諏訪信用金庫と「地方創生に向けた連携に関する協定書」を結び、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、お子さまが大学等へ進学するために借り入れた教育資金の利子の一部を補給しています。

### 【 対象者 】

大学等へ進学するお子さまを持つ保護者で、以下の条件を満たす方が対象です。

- ・借入を行った日から継続して茅野市内に居住していること
- ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと

### 【 対象となる教育資金 】

諏訪信用金庫の「すわしん教育ローン みらい応援隊」（大学等へ支払う初年度納付金に係る借入）

### 【 利子補給率と利子補給期間 】

借入利子のうち、0.5%の利子補給を行います。お子さまが卒業後、茅野市に帰郷された場合（在学中から継続して茅野市に住所を置いている場合を含む）は、さらに0.5%の上乗せ補給を行います。補給期間は、借入金を完済するまでの間ですが、返済期間を延長した場合、その期間は対象となりません。

### 【 補給金の交付 】

前年3月から2月末までに支払った利子に係る補給金を、借入時に設定された諏訪信用金庫の口座に一括して振り込みます。

### 【 手続の流れ 】

裏面をご覧ください。

### 【 その他 】

- ・交付決定又は補給額の決定後、申請や申告した内容に誤りがあることが分かったとき、不正な行為が発覚したときは、決定を取り消すとともに、既に交付した補給金を返還していただく場合があります。
- ・借入金の返済に遅延が生じた場合、その月から償還が再開されるまでの間の補給金の交付は停止します。
- ・申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

○ 基本補給金 (0.5%)

(1) 申請 (最初の年に1回)

同封の「茅野市大学等教育資金利子基本補給金交付申請書」(様式第1号)を2月末までに茅野市役所地域創生課へ提出(郵送可)してください。



(2) 審査

申請者の住民登録所在や市税納税状況等、交付要件について確認します。茅野市に住所がない場合、市税に滞納がある場合は交付決定しません。



(3) 交付決定 (最初の年に1回)

交付を決定し、3月末までに交付決定通知書をお送りします。



(4) 補給額の決定 (毎年)

補給額を決定し、補給金額決定通知書をお送りします。

※2年目以降は、(2)と同様の審査を行い、前年3月からその年の2月末までの支払利子に係る補給金の金額を決定し、補給金額決定通知書によりお知らせします。茅野市から転出した場合、市税に滞納がある場合は補給額の決定をしません。



(5) 補給金の振込

諏訪信用金庫の口座に決定した補給金を振り込みます。

○ 卒業生の帰郷による追加補給金 (0.5%)

(1) 申請 (最初の年に1回)

大学等を卒業したお子様が茅野市に帰郷(在学中から継続して茅野市に住所を置いている場合を含む)した際は、次年度以降にお送りする「茅野市大学等教育資金利子追加補給金交付申請書」(様式第2号)と「卒業したことが分かる書類」を、その年の2月末までに茅野市役所地域創生課へ提出(郵送可)してください。



(2) ~ (5)

上記「基本補給金」と同様の流れで補給金を追加交付します。ただし、お子様が市外へ転出した際は、その翌月から追加補給金の対象でなくなります。

(申請先) 茅野市役所 地域創生課 地域創生係

住所: 〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1 TEL: 0266-72-2101 (内線 232)